

～男女がともに輝くように～

第4次さむかわ男女共同参画プラン

平成28年度～平成32年度

概要版



寒川町

計画の策定趣旨

男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、平成12年3月に「さむかわ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、国や県の動向に対応する形で「第二次さむかわ男女共同参画プラン」、「第3次さむかわ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて様々な取り組みを進めてまいりました。男女共同参画社会の形成に向けた制度面で整備は一定の進捗が見られるものの、町における取組は十分とは言えず、男女がともに自らの能力を発揮し個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくるという取組みが引き続き必要であると考えます。法改正等の動きや町アンケートの結果を踏まえながら、寒川町の現状に対応した計画として、ここに「第4次さむかわ男女共同参画プラン」を策定するものです。

計画の性格

この計画は、寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」に基づく分野別の基本計画の一つであり、寒川町における男女共同参画社会の形成を目指す上での、言わば道しるべとなるものです。町民、事業所、そして関係各機関や町が、それぞれの立場に応じた役割を十分に果たしながら、それぞれの場面で取り組むことが求められる実行計画です。

また、この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画の性格も併せ持ちます。

計画の期間

計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間となります。

基本理念

『男女共同参画社会の形成』

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画社会の形成」について『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。』と定義されています。

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』という基本理念の実現につながると考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとられない価値観や社会の仕組みを作ることが必要です。

この計画では、基本理念の実現に向け、職場、家庭、地域などあらゆる分野で男女がお互いに人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できるように、基本的な考え方を3つに整理し、次のように定めて、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

基本的な考え方

(1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、女性が女性であるというだけで、その能力を発揮する機会を十分に与えられなかったり、その能力や実績を正當に評価されないといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもとには、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観があり、女性に対し不利益なだけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

そのような差別や偏見をなくし、それぞれひとりの個人として尊重され、平等に扱われることが必要です。

(2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広がっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで、「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

真に豊かな社会を実現するためには、男女とも自立し性別にかかわらず個人を尊重するという意識を持つことが大切です。

(3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会は、そこに住む人々やそこで活躍する人々が互いに支え合うことが大切ですが、ライフスタイルの多様化により人々の地域社会への関心が薄れてきています。

男女ともに、健康で、いきいきとして安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成を実現するため、次の4つの基本目標を掲げ具体的な事業を展開します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会促進のための意識づくり



基本目標Ⅰ

あらゆる分野での男女共同参画の推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。寒川町の審議会における女性委員の比率は18.2%（平成27年4月1日現在）であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

また、自治会など住民活動という視点で見ても、女性の参加は多いものの、リーダ的立場での参画はまだ少ないのが現状です。事業所等さまざまな場面に女性が登用されるよう促進するとともに、意識啓発や学習機会の充実を図ります。

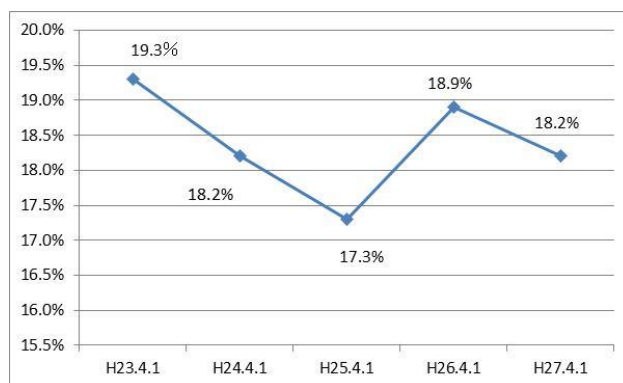
1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

- (1) 事業所等への女性登用の促進
- (2) 町審議会などへの女性委員の登用
- (3) 住民活動などにおける女性の参画の促進

2 女性の活躍のための支援

- (1) 女性の人材育成の充実
- (2) 女性の社会参画に関する情報提供

① 寒川町審議会における女性委員比率



内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

基本目標Ⅱ

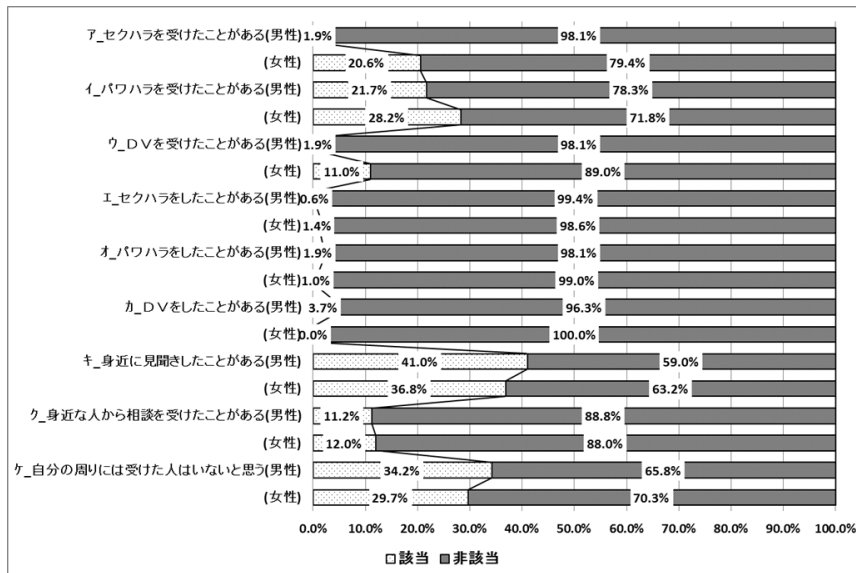
男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。あらゆる暴力は人権侵害であり決して許されるものではありません。男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

1 異性に対する暴力防止の対策

- (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援
- (2) 各種ハラスメント防止対策の推進

②職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成27年5月）集計結果」より



基本目標Ⅲ

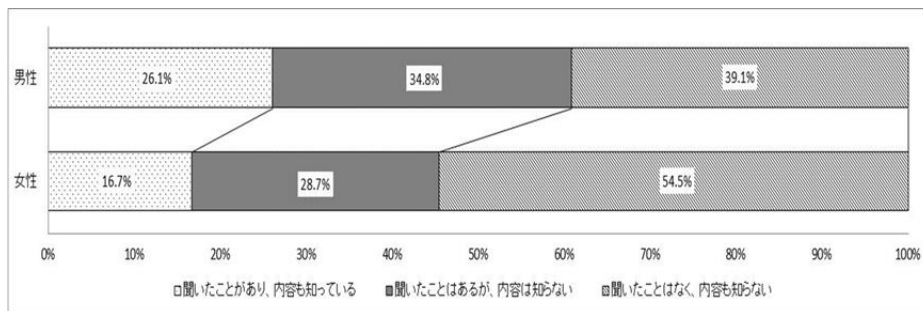
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができることを目指します。男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加の促進などを図ります。

1 就業環境における男女共同参画の促進

- (1) 男女平等な雇用の促進
- (2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実
- (3) 育児・介護に関する制度の周知と普及の促進

③「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成27年5月）集計結果」より

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

- (1) 子育て・ひとり親家庭への支援
- (2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進
- (3) 地域活動への参加の促進

基本目標Ⅳ

男女共同参画社会促進のための意識づくり

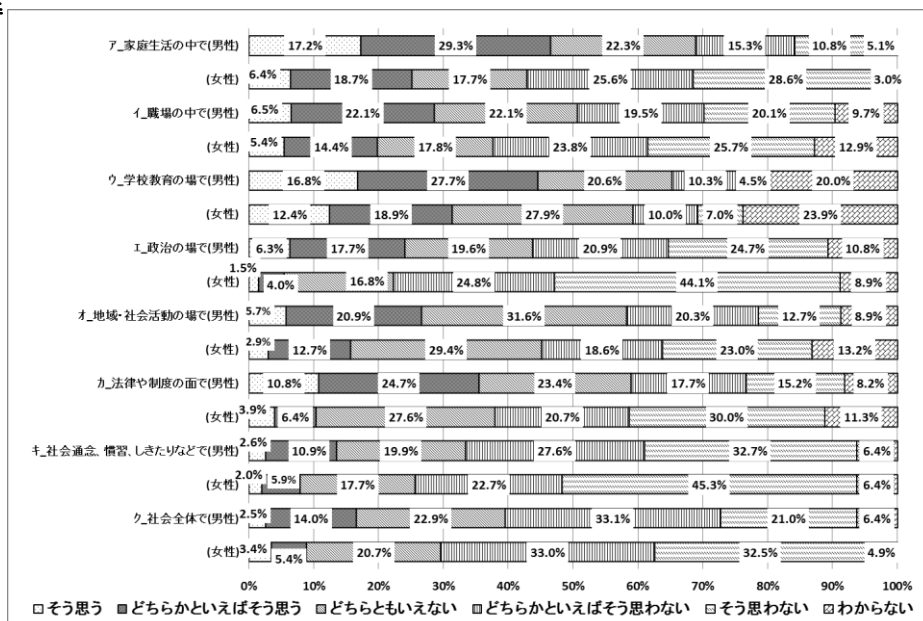
男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解を深めるための研修や講演会などを実施することにより、生涯を通じて学習機会を提供し、町民への意識啓発を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においても男女平等教育推進と学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

1 さまざまな場における意識づくりの推進

- (1) 職場や地域における意識啓発
- (2) 家庭における意識啓発
- (3) 学校等における意識啓発

④次の場面で男女が平等になっていると思いますか。



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成27年5月）集計結果」より



第4次さむかわ男女共同参画プラン体系図

基本理念

男女共同参画社会の形成

基本的な考え方

- (1) 人権が尊重され男女が平等な地域社会づくり
- (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
- (3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

(基本目標)

I あらゆる分野での男女共同参画の推進

(社会参画)

II 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

(人権)

III 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 推進のための環境づくり

(仕事と生活の調和)

IV 男女共同参画社会促進のための意識づくり

(意識啓発)

(施策の基本的方向)

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

2 女性の活躍のための支援

1 異性に対する暴力防止の対策

2 人権尊重のための対策

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

1 就業環境における男女共同参画の促進

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

1 さまざまな場における意識づくりの推進

(施策の内容)

(事業名及び内容)

(1) 事業所等への女性登用の促進

① 管理職への女性登用の推進

(2) 町審議会などへの女性委員の登用

② 勤労者実態調査の実施

(3) 住民活動などにおける女性の参画の促進

③ 女性委員登用の推進

(1) 女性の人材育成の充実

④ 女性の活躍のための講座の開催

(2) 女性の社会参画に関する情報提供

⑤ 女性の活躍のための講座の開催（再掲）

(1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

⑥ 就労支援講座の開催

⑦ 男女共同参画に関する講座の情報提供

⑧ 求人に関する情報提供

(2) 各種ハラスメント防止対策の推進

⑨ 暴力防止に関する意識啓発

⑩ DV等に関する相談や関係機関との連携

⑪ 町役場における各種ハラスメント防止体制の充実

⑫ 各種ハラスメント防止に関する啓発や各種相談窓口の情報提供

(1) 人権侵害に関する支援

⑬ 各種相談の実施や人権に関する情報提供

(1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

⑭ 健康増進事業

⑮ 健康普及事業

(2) 性に関する正しい知識と普及啓発

⑯ 公民館講座（健康づくり講座）の開催

⑰ 健康教育事業

(1) 男女平等な雇用の促進

⑱ 「生きる力」の育成事業

(2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

⑲ 勤労者実態調査の実施（再掲）

⑳ 労働相談に関する情報提供

(3) 育児・介護に関する制度の周知と普及の促進

㉑ 労働講座の開催

㉒ 育児休業取得の促進

㉓ ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発

(1) 子育て・ひとり親家庭への支援

㉔ 保育環境充実事業

㉕ 子育て支援相談事業

(2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

㉖ 児童クラブ運営事業

㉗ ひとり親家庭医療費助成事業

(3) 地域活動への参加の促進

㉘ 父親・母親教室の開催

㉙ 母子訪問指導事業

㉚ 介護教室の開催

(1) 職場や地域における意識啓発

㉛ 公民館講座（男性向け講座）の開催

㉜ ファミリーサポートセンター事業

㉝ 生涯学習に関する情報提供

(2) 家庭における意識啓発

㉞ 男女共同参画に関する講座の開催

㉟ 人権教育推進事業

(3) 学校等における意識啓発

㊱ 父親・母親教室の開催（再掲）

㊲ 家庭教育講座等開催事業

㊳ 公民館講座（家庭教育講座）の開催

㊴ 図書資料の充実

㊵ 教職員の資質向上事業

㊶ 中学生人権作文コンテストの実施

計画の推進

この計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」のためには、町はもとより、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力が欠かせません。計画の推進にあたっては、それぞれの役割に応じた関わりができるよう体制を整備し、連携を図りながら取り組みます。

1 町民参加による推進

町民が「男女共同参画社会の形成」について自分自身の問題として捉え、計画の推進に主体的に関わることが必要です。

そのために、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会を設置し、公募の委員や関係団体を代表する委員として、町民が計画の推進に関わる機会を保障します。

また、同協議会の会議内容を公表することにより、町民との情報共有を図ります。

2 庁内の推進体制

実施計画に位置づけられた事業の推進にあたり、関係各課等との連携・協力を図るため、さむかわ男女共同参画プラン連絡会を継続して設置します。

3 関係各機関との連携

町内のみならず、国や県、近隣市町村やその他の関係機関などとの連携がとても重要です。こうした関係各機関との情報交換を円滑に行うとともに、互いに連携・協力しながら計画の推進を図ります。

4 計画の進行管理

実施計画に位置付けられた事業の進捗状況について、関係各課からの報告をとりまとめ、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会へ報告し、ご意見をいただきます。

～男女がともに輝くように～
第4次さむかわ男女共同参画プラン
概要版

平成28年(2016年)3月発行
発行 寒川町
編集 寒川町 町民部 協働文化推進課 文化担当
〒253-0196
神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
TEL 0467-74-1111 (代表)
FAX 0467-74-9141